９条俳句事件判決（弁護□ 谷川□生子）

公民館だよりへの俳句掲載を拒否された女性が、さいたま市を相手に俳句の掲載と慰謝料の支払を求めて提訴した事件について、昨年の１０月１３日にさいたま地方裁判所の第一審判決、今年の５月１８日に東京高等裁判所の控訴審判決が出ました。
いずれも、さいたま市の俳句掲載拒否は違法であるとして、原告の慰謝料請求を認めています。
それに対し、原告には掲載請求権がないとして、俳句の掲載請求は退けられました。

第一審判決は、公民館が３年８ヶ月の間継続して公民館だよりに俳句を掲載してきたことを重視し、原告の掲載への期待を法的保護に値する人格的利益であるとし、また、原告の思想や信条を理由に公民館職員が不公正な取り扱いをした行為は国家賠償法上違法であるとして、原告に５万円の慰謝料を認めました。この第一審判決を不服としたさいたま市は東京高等裁判所に控訴し、原告もまた俳句の掲載等を求めて控訴しました。

控訴審判決は、公民館は住民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする公的な場である、として公民館の役割に言及し、公民館職員はこの役割を果たせるように、住民の社会教育活動の実現につき公正に取り扱うべき義務を負う、と明示しました。本件俳句の掲載により行政の公平性・公正性を害するとの被告の主張に対しては、意見の対立があることを理由に公民館が、意見を含む住民の学習成果をすべて掲載から排除することは、意見を含まない他の住民の学習成果の発表行為と比較して不公正な取り扱いとして許されないと断言しています。

いずれの判決も、「大人の」学習権を憲法上の権利として認めていますが、控訴審判決の方が公民館の性質等に踏み込んで判断している点で意義あるものと言えます。現在、上告及び上告受理申立がなされ、最高裁判所の決定が待たれるところです。

弁護士□谷川□生子

スイッチオン（弁護□ 谷川□生子）

弁護□谷川□生子

好きな言葉は、と尋ねられ、数年前のネパール旅行を思い出しました。
閉塞感で一杯になり、突如旅に出たのですが、ちょうど里帰りしていた知り合いのネパール人に、現地の様々な名所を連れ回してもらいました。
ネパールが大地震に見舞われる前のことです。

ここからエベレスト山頂が見えるよ、と言われて目をこらしましたが、なかなか探せず、
あれだよ、と指さされたのは目線の遙か上方でした。
人を寄せ付けない、孤高の存在に、ただ畏怖のような気持を抱いたことを憶えています。

さて「Don’t□worry，be□happy!」というのは私が旅の間中、同行のネパール人からかけられていた言葉です（鬱と思われたのでしょうか）。
特に現地で流行っていたわけでもない、挨拶代わりの言葉かもしれませんが、
繰り返し言われると、不思議とリラックスできるような、本来の自分を取り戻せるような気持になったものです。

□□□

働きやすい職場とは? （弁護□ 谷川□生子）

埼玉総合法律事務所□谷川生子

昨年末、女友達６人で、久しぶりに集まりました。わいわいと近況報告などしつつ、話題は「時短」に。
友人のほとんどが、仕事と子育ての両立に奮闘する中、家事を短時間で仕上げ、効率よく仕事を終える、しかもそれなりのクオリティを維持して、ということが至上命令（誰からの? ）なのだそうです。

次から次へと出てくる時短の知恵に感心しつつ、アスリートのように１分１秒を削り、自分の責任を果たそうと一所懸命な彼女達を見ていると、出産後職場復帰した途端に「君の居場所はない。」と解雇を言い渡すとか、「育児休暇は１ヶ月しかとれない。」等と言って、暗に退職を促すというのは、権利侵害はもとより、使用者側にも実は不利益なのではと思いました。
第一子出産後、離職する女性の中で、子育てに専念したいという人は相当数を占めますが、働きづらい、と感じて退職する人もやはり多いようです。

事務所にも働くママが増え、ママにもそうでない人にも働きやすい職場とは? 考えさせられる場面が増えました。
簡単には解決しない問題ですが、まずは一言、声をかけ合うところから始めるのが良さそうです。
今年もよろしくお願いします。

他者との対話（弁護□ 谷川□生子）

埼玉総合法律事務所□谷川生子

原発事故後、福島から避難してきた依頼者のいる加須市に定期的に行っています。
騎西高校で避難生活をしていた頃からのおつきあいですが、あれから４年、落ち着いてきたとはいえ、今も故郷を想う気持に変わりはありません。

悲しみを背負いつつ、その人は、加須でカフェを開いて避難者同士のコミュニケーションの場を作ったり、炊き出しをしたりして、精力的に活動しています。
「（事故をきっかけに）たくさんの人に出会えた。」自ら人の輪を広げていくその人の行動力に敬服します。
他者と対話することで見えてくるものは、決して小さくないのでしょう。
私も身近なところから「対話」を実践したいと思います。

□□□□

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]IS[illegible]IS[illegible]IS[illegible]

[illegible]IS[illegible]IS[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]70[illegible]

[illegible]

[illegible]

(2) [illegible]480[illegible]

[illegible]

[illegible]

□□□

□□□

3 柳澤協二氏の講演

柳澤協二氏からは、「安倍政権の安保政策／何を目指すのか／日本のためになるのか」と題する講演がありました。
柳澤氏は、内閣官房副長官補として、自衛隊イラク派遣を統括する立場にありましたが、憲法の歯止めを無視した政府の暴走を止めたいという思いから、本集会に参加されました。柳澤氏からは、次のようなお話しがありました。

・なぜ今「集団的自衛権」なのか。安倍首相の話は、国際情勢とは関係なく展開されているため、矛盾に満ちている。日米同盟を「血の同盟」にし、日米対等の関係を作らなければならないという個人的な思いだけで動いているのではないか。

・集団的自衛権行使に歯止めはない。遠方でも日本の安全に影響が及ぶことは考えられる以上、地理的な限定はできない。
また、日本はイラク戦争の際、当事国でない以上軽々に意見は言えないとのことでアメリカの武力行使に賛成しており、今後もアメリカが違法な戦争をするはずがないという前提で事にあたるならば、アメリカからの協力要請を断ることはできないだろう。

・日本のあるべき国際貢献の姿は、他国の戦闘行為に加担することではなく、高度な技術を教え、人材を育て、マネジメント能力を発揮することである。
あくまで政府は、戦争を回避するために世論を沈静化する役目を果たすべきであり、積極的平和主義の本来は、日本が国際秩序を積極的に守る立場に立つことであると語りました。

４対談・質疑応答

後半の対談の中で、柳澤氏が半田氏に、実際のところ自衛官はこの集団的自衛権行使容認に向けた状況をどう思っているのか尋ねました。
半田氏からは、自衛官は、相手から武力攻撃されないと反撃はできないと教え込まれている。
たとえば尖閣諸島に誰かが忍び込んだ場合、相手方が武力を使っていなくてもこちらは使っていいのか、そんなことが許されるのか、と戸惑っている状況にある、という話がありました。

また、平和を守るために自分にできることは何か、という会場からの質問に対し、柳澤氏は、日本の平和・安全は、政府だけでなく国民一人一人が考えるべきこと。
個々人が、その人格に基づいて平和を語り、自分の愛する者が死ぬことは嫌だと子や孫の世代に伝えることが大切だと語りました。
半田氏は、選挙を通して意見表明すること、国会前のデモに参加して声をあげる等、世論の力で政府の暴走を止めることが重要と回答しました。

最後まで参加者の熱気に包まれたまま、閉会となりました。

５予期せぬ参加人数

通常、憲法と人権を考える市民のつどいの参加者は概ね２００～３００人です。
特に今回のテーマは、日頃聞き慣れない「集団的自衛権」であって、どれだけの市民が関心を持っているか疑問であったこともあり、主催者側で当初用意していた資料は３５０部でした。
しかし、当日蓋を開けてみれば、用意していた資料部数をはるかに超える６００人以上の参加がありました。

□□□

□□□

□□□